



令和3年4月13日  
社会福祉課

## 子育て世帯生活支援特別給付金を支給します

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、食費等による支出の増加の影響を勘案し、子育て世帯生活支援特別給付金を支給するため、4月9日（金）、一般会計補正予算を専決処分しました。

### 1 予算計上額

31,117千円（事務費：1,267千円、事業費：29,850千円）

### 2 支給対象者

#### (1)ひとり親世帯の場合

以下のいずれかに該当する人

1. 令和3年4月分の児童扶養手当受給者
2. 公的年金等を受給していることにより、令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない人（収入が児童扶養手当の支給限度額を下回る場合のみ）
3. 令和3年4月分の児童扶養手当は受給していないが、新型コロナウイルスの影響により家計が急変するなど、収入が児童扶養手当受給者と同水準となっている人

#### (2)ふたり親世帯の場合

住民税非課税世帯の子育て世帯

3 支給額 対象児童1人当たり一律5万円

4 初回支給日 令和3年4月27日（火）

※初回支給は令和3年4月分の児童扶養手当受給者に対して行います。それ以外の対象者は、5月以降申請を受け付け、順次支給する予定です。



阿賀野市イメージキャラクター  
「ごずっちょ」

#### 【問い合わせ】

担当：社会福祉課 児童福祉係 藤倉

電話：0250-62-2510（内線2152）

mail：shakaifukushi@city.agano.niigata.jp